

### 市議会定例会が開催されます



平成22年第2回定例会(6月定例会)は、6月1日(火)から開催する予定で、5月24日(月)までに提出された請願・陳情を審査します。

あきる野市議会では、定例会を毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催しています。

問合せ 議会事務局

表 平成22年第2回(6月)定例会日程

月日	会議名	内容
6月1日	本会議(定例会初日)	一般質問
6月2日	本会議(定例会2日目)	一般質問
6月3日	本会議(定例会3日目)	一般質問
6月4日	本会議(定例会4日目)	議案審議等
6月8日	総務委員会	議案審査等
6月9日	環境建設委員会	議案審査等
6月10日	福祉文教委員会	議案審査等
6月17日	本会議(定例会最終日)	委員長報告 議案審議等

午前9時30分から開会します。  
日程は変更になる場合があります。

### 6月1日は 人権擁護委員の日です

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたのを記念して、昭和57年から設けられました。この日を中心に、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及や高揚のため、全国的に啓発活動を展開しています。

いじめ、親族間のトラブル、差別、配偶者からの暴

力、児童虐待、ストーカーなど人権に関わる相談、その他どこへ相談してよいのか分からないなど、困っていることの相談を受け付けます。

特設人権身の上相談  
日時：6月1日(火) 午後1時30分～4時30分  
場所：あきる野ルピア3階ルピア会議室  
定員：3人(予約制)  
費用：無料  
秘密は厳守します。  
予約・問合せ 市民課 市民相談窓口係(直通558・1216)

### めざせ健康あきる野21 健康情報「健やか」(25)

#### 健診を受けよう!

健康の受け方・活かし方  
皆さん「健診」を受けていますか?  
生活習慣病は気づかないうちに進行します。厚生労働省の「国民健康・栄養調査」によると、生活習慣病である糖尿病は40歳代から増えはじめ、年齢を重ねるにつれて増えていくとされています。生活習慣病が発症しやすくなる40歳を過ぎたら定期的に健診を受けて健康状態を知り、早い段階で生活習慣病予防に心がけましょう。

40歳代の健診状況 平成21年度あきる野市国民健康保険特定健診の状況は次のとおりです。  
受診率：40～75歳の受診率は43.9%ですが、その中で40歳代の受診率は18.4%と低い状況です。  
生活習慣病の主な要因に関わる健診結果の状況(40歳代)

6月1日から、平成22年度の特健診が開始されます。詳しくは5月1日号広報をご確認ください。また、市ホームページにも掲載しています。年1回の健診受診で自分の健康状態をチェックし、今後も元気でいきいきとした生活につなげましょう。

問合せ 健康課健康づくり係



手当や医療費  
助成の手続きは  
お済みですか

市内在住で、乳幼児、児童、ひとり親、障がい児関係の各要件にあてはまる方は、申請することで各種手当や医療費の助成が受けられます。

制度によっては所得の制限があり、該当しない場合もあります。

現在受給している方には、年に1回更新の書類を送りますので、改めて申請する必要はありません。

#### 医療費助成制度・子ども手当

乳幼児医療費助成制度  
対象：就学前の乳幼児を養育している、各種健康保険に加入している方  
内容：医療機関で支払う対象児童の医療費(保険

診療の自己負担分)を助成  
義務教育就学児医療費助成制度  
対象：小学校1年生から中学校3年生の児童を養育している、各種健康保険に加入している方  
内容  
\*入院、調剤、訪問看護の保険診療に係る医療費の自己負担分なし  
\*通院(柔道整復などの施術を含む)に係る医療費(通院1回あたり)の自己負担分は、200円が上限  
子ども手当  
対象：中学校3年生修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方  
手当額：児童1人につき月額1万3000円  
支給月：6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)

申請に必要なもの(医療費助成制度・子ども手当共通)  
\*はんこ、健康保険証(申請者と対象児童)、申請者名義の振込み先口座  
要件により、ほかに書類が必要で

#### ひとり親関係助成制度

児童育成手当(育成手当)  
対象  
\*平成4年4月2日以降生まれ(平成22年度の場合)で、次の状態にある児童を扶養している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)  
\*父が死亡した児童  
\*父が母が重度の障がいのある児童  
\*父が母が離婚した児童  
\*父が母が生死不明の児童  
\*父が母に1年以上遺棄されている児童  
\*父が母が法令により1年以上拘禁されている児童  
\*婚姻によらないで生まれた児童

内容：医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成(所得により一部負担金あり)。  
児童扶養手当  
対象：平成4年4月2日以降生まれ(平成22年度の場合)か、障がいのある20歳未満で、次の状態にある児童(児童福祉施設に入所している場合を除く)を扶養している母か養育者(老齢福祉年金以外の年金を受給できる場合、児童が父に支給されている年金の加算対象になつていない場合を除く)  
\*父母が離婚した児童  
\*父母が死亡した児童  
\*父が重度の障がいのある

児童  
\*父が生死不明の児童  
\*父に1年以上遺棄されている児童  
\*父が法令により1年以上拘禁されている児童  
\*婚姻によらないで生まれた児童  
手当額  
\*全部支給：月額4万1720円  
\*一部支給：月額4万1710円  
\*2人目：月額5000円加算  
\*3人目以降：月額3000円加算  
所得により、支給停止になることがあります。  
支給月：4月、8月、12月(前月分までをまとめて支給)

特別児童扶養手当  
対象：20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合、児童の障がい理由とする年金を受給している場合を除く)

\*「愛の手帳」1、2度と3度の一部の児童  
\*「身体障害者手帳」1、2、3級程度の児童  
\*「愛の手帳」1、2度と3度の一部の児童  
\*「身体障害者手帳」1、2、3級程度の児童  
\*以上と同程度の疾病があるか、身体が精神の障がいのある方  
手当額  
\*手当等級1級 月額5万7500円  
\*手当等級2級 月額3万3800円  
支給月：4月、8月、11月(前月分までをまとめて支給)

申請に必要なもの(障がい児関係助成制度共通)  
\*はんこ、申請者名義の振込み先口座、戸籍謄本(申請者と対象児童)  
要件により、ほかに書類が必要で

申請に必要なもの(障がい児関係助成制度共通)  
\*はんこ、申請者名義の振込み先口座、戸籍謄本(申請者と対象児童)  
要件により、ほかに書類が必要で

申請に必要なもの(障がい児関係助成制度共通)  
\*はんこ、申請者名義の振込み先口座、戸籍謄本(申請者と対象児童)  
要件により、ほかに書類が必要で

申請に必要なもの(障がい児関係助成制度共通)  
\*はんこ、申請者名義の振込み先口座、戸籍謄本(申請者と対象児童)  
要件により、ほかに書類が必要で

申請に必要なもの(障がい児関係助成制度共通)  
\*はんこ、申請者名義の振込み先口座、戸籍謄本(申請者と対象児童)  
要件により、ほかに書類が必要で